

使用済小型電子機器（パソコン等）の再資源化（有価物売払い）に関する仕様書

使用済小型電子機器（パソコン等）の再資源化（有価物売払い）に関する仕様書は、次のとおりとする。

1 品 目

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成 24 年法律第 57 号）に基づき市が回収した使用済小型電子機器等（以下「小型電子機器」という。）で、以下の品目とする。

- (1) ボックス回収によるもの（間口 20cm×40cm のボックスに入るもの）
- (2) 市の施設への持ち込みによるもの（(1)に入らないパソコン、CRT ディスプレイ・周辺機器等）

2 期 間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

3 引渡し物

形 状：小型電子機器をフレキシブルコンテナバッグに梱包した状態で引き渡す。

品 質：高／低品位、夾雑物の選別は行っていない。

単位重量：1 袋あたり 160kg～240kg（内容物によってかさ密度が異なる）

一度の引渡し量は、1 8 袋程度とする。

4 売払い量

約 2 7 トン

なお、この引渡量は過去の実績を基に推計した量であり、売払い量を保証するものではない。

5 契約方法

対象物 1 トン当たりの単価契約とする。

運搬費も含んだ金額とする。

6 引渡し場所

山口市リサイクルプラザ（山口県山口市大内御堀 10489 番地 8）

7 搬出及び運搬

- (1) 搬出に当たっては、事前に市と協議し日時等を決めること。
- (2) 搬出時間は、施設の開館時間内とする。
- (3) 施設内は一般車両・歩行者の通行があるため交通安全に十分注意すること。

- (4) 梱包に使用するフレキシブルコンテナバッグは受注者が準備すること。
- (5) 積み込みにあたっては市所有のフォークリフトを貸し出すので、引取者が運転し、積み込むものとする。
- (6) フォークリフトの操作は、資格を持った者が行い、事故防止に努めること。万が一、事故が発生した場合は、速やかに届け出るとともに、引取者の責任において修理・対処すること。
- (7) 車両の荷台から落下しないよう適切な処置を講ずること。
- (8) 運搬にあたっては法令を遵守し、過積載等を行わないこと。

8 計 量

引き取りを行ったときは、引取者の計量器で計量を行い、計量票により市に報告するものとする。

なお、フレキシブルコンテナバッグに積み込んだまま計量した場合は、1枚あたり重量3kgを総量より差し引いたものを計量票に記載し、報告すること。

9 契約の解除

次の事項のいずれかが発生した場合、又は仕様書の内容を順守できない場合は、市は契約を解除することができる。

- (1) 権利義務の譲渡行為
- (2) 役員及び従業員の信用失墜行為
- (3) 事故等の隠蔽行為
- (4) 過失による度重なる事故
- (5) 本市への報告義務違反